

練馬区帰宅支援ステーション(一時滞在施設)

1 設置の目的

災害時において帰宅困難者に対し、一時的に休憩するための場所や、軽食、飲料水、情報等を提供することにより、安全な帰宅への支援を行います。駅周辺または幹線道路沿いの以下の区立施設を、帰宅支援ステーションとして指定しています。

2 練馬区帰宅支援ステーションとして指定する施設

施 設 名	住 所
練馬文化センター	練馬1-17-37
光が丘区民ホール	光が丘2-9-6
生涯学習センター分館	高野台2-25-1
石神井公園区民交流センター	石神井町2-14-1
関区民ホール	関町北1-7-2
勤労福祉会館	東大泉5-40-36
区民・産業プラザ (Coconeri3階)	練馬1-17-1

※ 上記のほか、都立高校や区と協定を締結している民間施設、各避難拠点などでも、帰宅困難者の支援を行います。

3 ステーションの運営

(1) 開設基準

- ①練馬区で震度5弱以上の地震が発生した場合（自動的に開設）
- ②周辺地域で大きな揺れを観測する地震により、区内を通過する鉄道が運転を停止した場合（状況判断のうえ開設）

(2) 支援内容

- ①場所の提供（一時休憩場所やトイレ）
- ②物資の提供（軽食、飲料水、寝袋、携帯トイレ）
- ③情報の提供（鉄道・バスの運行状況や道路の状況等）

